

平成27年10月1日より、泉佐野市に市街化区域の開発許可等の権限が移譲されます！

泉佐野市における市街化区域の以下の事務については、平成27年10月1日以降、泉佐野市で行うこととなりますので、ご注意願います。

- 都市計画法第29条の規定による開発許可及びこれに関連する事務
- 宅地造成等規制法第8条の規定による宅地造成許可及びこれに関連する事務

なお、市街化調整区域及び二つの市町村にまたがる区域における上記の事務は、引き続き大阪府において行います。

.....

事務移譲に伴う申請等の事務取扱いの期日について

府で処理する申請書類等の提出期限を下記のとおりとしますので、あらかじめ御了承ください。
なお、以下の事務について、それぞれの期日の翌日以降に申請等を行うものについては、泉佐野市において10月1日以降に受付することとなりますので、ご注意願います。

事前協議

許可申請

- ・ 開発許可（変更許可を含む）
- ・ 宅造許可（変更許可を含む）
- ・ 都市計画法第37条第1号の建築承認申請
- ・ 都市計画法第45条の地位承継申請
- ・ 都市計画法施行規則第60条申請
- ・ 宅地造成等規制法施行規則第30条の書面の交付

完了検査

- 原則として、平成27年9月17日（木）午前中までに府が受け付けた事前協議書・申請書・完了届出書については府が審査し処理します。

開発登録簿閲覧・交付

- 平成27年9月30日（水）まで府において閲覧・交付事務を行います。

注）但し、申請等の手続き内容によって時間を要する案件については、泉佐野市と対応を協議させていただきます。

問合せ先
大阪府 建築部 建築指導室 審査指導課
開発許可グループ